

埼玉県地盤沈下対策調査専門委員会設置要綱

昭和 56 年 7 月 23 日決裁

(設置及び目的)

第 1 埼玉県における地盤沈下の原因及び機構を解明し、必要な地盤沈下防止対策を総合的に調査及び検討するため埼玉県地盤沈下対策調査専門委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(業 務)

第 2 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地盤沈下機構の調査及び研究に関すること。
- (2) 地下水管理システムの調査及び研究に関すること。
- (3) 地下水許容揚水量の策定及び調査に関すること。
- (4) その他地盤沈下防止の総合対策に必要な事項に関すること。

(組 織)

第 3 委員会は、地盤沈下に関する学識経験を有する者のうちから知事が選任する。

2 委員会の定数は 10 人以内とする。

(委員長)

第 4 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(会 議)

第 6 会議は必要に応じて委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員会は必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶 務)

第 7 委員会の庶務は、埼玉県環境部水環境課において行う。

(雑 則)

第 8 この要綱に定めるもののほか委員会に対し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は昭和 56 年 7 月 23 日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成 15 年 9 月 5 日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。